

香川県広域水道企業団発注の建設工事等に対する不当要求行為排除対策要綱

(平成 30 年 4 月 1 日付 30 水企契第 20 号事務局長通知)

[沿革] 令和元年 5 月 7 日改正、令和 2 年 3 月 31 日改正

1 目的

この要綱は、香川県広域水道企業団が発注する建設工事及び物品の買入れ等（以下「建設工事等」という。）の契約の相手方（以下「受注者」という。）が、契約の履行に当たって暴力団等から不当要求行為を受けた場合等の対応を定めるものである。

2 定義

次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 建設工事 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事及びこれに係る測量・建設コンサルタント業務等をいう。
- ② 物品の買入れ等 物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為（建設工事を除く。）をいう。
- ③ 暴力団等 暴力団、暴力団関係者その他不当要求行為を行うすべての者をいう。
- ④ 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- ⑤ 暴力団員 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- ⑥ 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴対法第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。
- ⑦ 不当要求行為 不当又は違法な要求、工事妨害その他建設工事等の契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。
- ⑧ 不当要求行為対策責任者 不当要求行為に関し、受注者からの報告聴取、警察署との協議、受注者に対する支援・情報提供等を行う責任職員であり、課長又はセンター所長をいう。

3 報告・届出

発注者は、不当要求行為に関し、発注者への報告及び警察署への届出等について、次の記載例を参考に契約書、特記仕様書等において、受注者に義務付けるものとする。

<記載例>

- 受注者は、工事の施工（契約の履行）に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係者その他不当要求行為を行うすべての者をいう。）から不当要求行為（不当又は違法な要求、工事妨害その他建設工事等の契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
 - (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
 - (3) 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導し、その報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

4 受注者の対応の基本的手順

受注者等が不当要求行為を受けた場合の対応は、次のとおりとする。

- ① 受注者は暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- ② ①の報告・届出は、不当要求行為報告・届出書（別紙様式）によること。
- ③ 受注者は、暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに不当要求行為報告・届出書により発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- ④ 下請業者から、不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた旨の報告を受けた受注者は、上記①から③までに準じ、報告及び届出を行うこと。

5 関係機関等の緊密な連携の確保

建設工事等に対する不当要求行為による被害を防止するため、次のとおり関係機関等の緊密な連携を図るものとする。

- ① 不当要求行為対策責任者は、受注者、警察署等と緊密な連携を図り、建設工事等への暴力団等の不当な介入の排除及び未然防止に努めること。
- ② 不当要求行為対策責任者は、建設工事等の適切な進行管理を図るとともに、受注者に対する支援・情報提供等に努めること。
- ③ 不当要求行為対策責任者は、不当要求行為の処理について、当該建設工事等を所管する本部の課長及び財産契約課長に報告すること。
- ④ 不当要求行為対策責任者及び財産契約課は、県警本部（組織犯罪対策課）と連携し、不当要求行為に対する対応策を検討し、受注者を支援・指導すること。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。